

山口市公共交通待合環境整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、バス停上屋を設置し、または修繕する地域住民や交通事業者に対して補助金を交付することにより、バスの待合環境の整備を促進し、もって公共交通の利便性向上と利用促進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内において、道路運送法第3条に定める一般乗合旅客自動車運送事業を行っている交通事業者
- (2) 市内の住民自治組織

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が主体となって整備、維持管理を行うバス停上屋を設置または修繕する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、本工事及び付帯工事に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内で、補助金対象事業1箇所につき補助対象経費の額の3分の2以内（100円未満の端数は切り捨て）とし、その限度額は70万円とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、山口市公共交通待合環境整備事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 設計図書（位置図、平面図、構造図等）
- (2) 工事費見積書の写し
- (3) 道路占用許可等、バス停上屋を設置しようとする箇所の地権者の許可書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、山口市公共交通待合環境整備事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請を行った補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定を行うにあたり、必要と認めるときには補助金の交付について条件を付することができるものとする。

(事業の変更等)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ山口市公共交通待合環境整備事業変更承認申請書（別記第3号様式）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の内容の変更を承認したときは、山口市公共交通待合環境整備事業変更承認決定通知書（別記第4号様式）により、当該申請を行った補助事業者に通知するものとする。

3 前条第2項の規定は、前項の規定により補助対象事業の内容の変更を承認する場合について準用する。

4 補助事業者は、補助対象事業を中止しようとするときは、あらかじめ山口市公共交通待合環境整備事業中止届（別記第5号様式）により、市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、若しくは完了したときは、当該事業を中止し、若しくは完了した日から起算して30日以内に、山口市公共交通待合環境整備事業実績報告書（別記第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 工事写真

(2) 工事費請求書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、山口市公共交通待合環境整備事業補助金確定通知書（別記第7号様式）により、当該報告を行った補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助対象事業の完了を理由とする前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告の内容が、第7条第1項の規定により交付を決定し、又は第8条第2項の規定により変更の承認をした補助対象事業の内容に明らかに適合しないと認めるときは、前項の規定による確定を行う前に、当該報告を行った補助事業者に対し、補正を求めることができる。

(補助金の交付請求)

第11条 前条第1項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、山口市公共交通待合環境整備事業補助金交付請求書（別記第8号様式）により、市長に請求しなければならない。

(補助金交付決定の取り消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に際して付した条件に違反したとき。
- (3) 補助対象事業の執行方法が不相当と認められたとき。
- (4) 第8条第4項に規定する届出があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、山口市公共交通待合環境整備事業補助金交付決定取消通知書(別記第9号様式)により、当該取消しに係る補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、山口市公共交通待合環境整備事業補助金返還命令書(別記第10号様式)により、当該取消しに係る補助事業者に対し期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助対象事業に係る補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

山口市公共交通待合環境整備事業補助金交付申請書

山口市長 渡辺 純忠 様

補助対象者

団体名

代表者氏名

印

住所

電話

平成 年度山口市公共交通待合環境整備事業に係る補助金の交付を受けたいので、山口市公共交通待合環境整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 交付申請額 円
- 3 添付書類
 - (1) 設計図書（位置図、平面図、構造図等）
 - (2) 工事費見積書の写し
 - (3) 道路占用許可等の地権者の許可書の写し
 - (4) その他、市長が必要と認める書類

補助対象者

住所

団体名

代表者氏名

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度山口市公共交通待合環境整備事業に係る補助金の交付について下記のとおり決定したので、山口市公共交通待合環境整備事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

平成 年 月 日

山口市長 渡 辺 純 忠

記

- 1 事業の名称
- 2 交付の可否 可
- 3 交付決定額 金 円
- 4 備考（不可とする理由、補正を求める事項、条件等）
特になし

年 月 日

山口市公共交通待合環境整備事業変更承認申請書

山口市長 渡 辺 純 忠 様

補助事業者

団体名

代表者氏名

印

住所

電話

平成 年 月 日付け指令交第 号により交付の決定を受けた平成 年度山口市公共交通待合環境整備事業に係る補助金について、下記のとおり当該事業を変更したいので、山口市公共交通待合環境整備事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 変更の内容

- 3 変更の理由

補助事業者

住所

団体名

代表者氏名

様

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度山口市公共交通待合環境整備事業の変更について、下記のとおり承認したので、山口市公共交通待合環境整備事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

山口市長 渡 辺 純 忠

記

- 1 事業の名称
- 2 変更後の事業の内容

- 3 補正を求める事項、条件等

年 月 日

山口市公共交通待合環境整備事業中止届

山口市長 渡 辺 純 忠 様

補助事業者

団体名

代表者氏名

印

住所

電話

平成 年 月 日付け指令交第 号により交付の決定を受けた平成 年度山口市公共交通待合環境整備事業に係る補助金について、下記のとおり当該事業を中止したいので、山口市公共交通待合環境整備事業補助金交付要綱第8条第4項の規定により届け出ます。

記

- 1 事業の名称
- 2 中止の内容

- 3 中止の理由

年 月 日

山口市公共交通待合環境整備事業実績報告書

山口市長 渡辺純忠 様

補助事業者

団体名

代表者氏名

印

住所

電話

平成 年 月 日付け指令交第 号により補助金の交付の決定を受けた平成 年度
山口市公共交通待合環境整備事業を（中止・完了）したので、山口市公共交通待合環境整備事業補助金
交付要綱第9条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

- 1 事業の名称
- 2 （中止・完了）年月日 年 月 日
- 3 事業費（収支決算額） 円
- 4 添付書類
 - （1） 工事写真
 - （2） 工事費請求書の写し
 - （3） その他、市長が必要と認める書類

補助事業者

住所

団体名

代表者氏名 様

平成 年 月 日付けで実績報告のあった平成 年度山口市公共交通待合環境整備事業について、下記のとおりその補助金の額を確定したので、山口市公共交通待合環境整備事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

平成 年 月 日

山口市長 渡 辺 純 忠

記

- 1 事業の名称
- 2 交付確定額 円

山口市公共交通待合環境整備事業補助金交付請求書

山口市長 渡 辺 純 忠 様

補助事業者

代表者氏名

印

住所

電話

平成 年 月 日付け指令交第 号により確定通知のあった平成 年度 山口市公共交通待合環境整備事業に係る補助金について、山口市公共交通待合環境整備事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 事業の名称
- 2 交付請求額
- 3 振込先

円

金融機関名	銀行 信用金庫 農 協		支店・支所
普 ・ 当	口座番号		
フリガナ			
口座名			

.....
委任状

山口市公共交通待合環境整備事業補助金の受領方を

住所 _____

氏名 _____ に委任します。

補助事業者名 _____

代表者住所 _____

氏名 _____ (印)

補助事業者 様

平成 年 月 日付け指令交第 号により交付を決定した平成 年度山口市公共交通待合環境整備事業に係る補助金の交付の決定について、その全部（一部）を取り消したので、山口市公共交通待合環境整備事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

平成 年 月 日

山口市長 渡 辺 純 忠

記

- 1 事業の名称
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 取消後の補助金額 円
- 4 補助金の既交付額 年 月 日交付 円
- 5 取消しにより返還を命ずる額 円
- 6 取消しの理由

山口市公共交通待合環境整備事業補助金返還命令書

補助事業者 様

山口市長 渡 辺 純 忠

山口市公共交通待合環境整備事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり平成 年度
山口市公共交通待合環境整備事業に係る補助金の返還を命ずる。

記

- 1 事業の名称
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 取消後の補助金額 円
- 4 補助金の既交付額 年 月 日交付 円
- 5 返還を命ずる額 円
- 6 返還期限 年 月 日まで
- 7 返還を命ずる理由